

会 議 記 録

附属機関の名称	熊谷市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年1月21日（金曜日） 午前10時から午前10時38分まで
開催場所	603（東）会議室
出席者	（委員）沼上政幸会長、大山美智子委員、栗木祥子委員、舞原正委員、 中澤公子委員、出井哲司委員、田島清委員、吉田公一委員、 染谷芙美子委員、市川代次郎委員 （説明者）①総務部庶務課 長井課長、宮谷主事 ②教育委員会教育総務課 長谷川課長、村上主任 （事務局）総務部本多部長、庶務課浅古主幹兼行政係長、柴田主査
傍聴人	なし
問合せ先 （所管課）	総務部庶務課（市役所本庁舎4階） 048-524-1111（内線223）
内容	<p>【諮問1】 工事設計書に係る情報提供制度の創設について 実施機関の職員が、諮問の経緯及び情報提供制度の具体的な説明を行い、主に以下の質疑応答があった。</p> <p>（委員） 工事設計書で非公開情報に該当するのは、主にどのようなものか。</p> <p>（実施機関） 法人等に関する情報、国等との協力関係維持に関する情報が主に該当する。</p> <p>（委員） セキュアファイル交換サービスとはどのようなものか。</p> <p>（実施機関） セキュリティ対策がなされた、大容量のファイルを送信するファイル転送システムである。</p> <p>（委員） 情報提供制度のデメリットを挙げるなら、どのようなものがあるか。</p> <p>（実施機関） 1回に請求できる件数を5件までとしている点である。</p> <p>【諮問2】 学校敷地内の防犯カメラ設置及び運用について 実施機関の職員が、諮問の経緯及び防犯カメラ設置及び運用の具体的な説明を行い、主に以下の質疑応答があった。</p> <p>（委員） 学校によっては、学校敷地を地域住民が散歩や運動で利用している例もあることから、防犯カメラの設置を周知する必要があるのではないか。</p> <p>（実施機関） 学校ごとに、学校便り等で周知していく。</p> <p>（委員） 防犯カメラの設置に関して、PTAの役員から事前に意見聴取をしたのか。</p> <p>（実施機関） 意見聴取は実施していない。</p> <p>（委員） 防犯カメラの画像を保存するSDカードが持ち去られる心配はないか。</p> <p>（実施機関） 持ち去りを防ぐために、SDカードを収納している箇所を</p>

<p>内容</p>	<p>チェーンロックで施錠する予定である。また、防犯カメラ本体も盗まれにくいように設置する。</p> <p>(委員) 今後、防犯カメラの設置台数を増やしていく予定はあるのか。</p> <p>(実施機関) 現時点では設置台数を増やしていく予定はない。今後については、効果を検証しながら、学校の状況等に応じて検討していく。</p> <p>その後、実施機関からの提案を踏まえ、審議の結果、以下の結論に達した。</p> <p>諮問1 情報公開制度の改善の施策を立案及び実施するものとして、妥当なものと認める。</p> <p>諮問2 以下の意見を付した上で、公益上必要があるものと認める。</p> <p>(意見) 防犯カメラを設置する際には、防犯カメラ本体を高所に設置するなどの盗難対策を講じるとともに、児童・生徒、保護者及び周辺住民に十分周知し、防犯カメラの設置の目的に関して理解を得られるよう努めること。</p> <p>また、答申案は会長へ一任し、各員へ事務局から後日送付することです承することとした。</p>
-----------	--